

巡視業務契約約款

令和6年10月8日

(総則)

第1条 巡視業務の施行は、この約款及び巡視業務依頼通知書（以下「通知書」という。）に基づいてこれを履行しなければならない。

(巡視業務の施行)

第2条 巡視業務を行う基準、概要については、別紙1のとおりとし、乙は、甲から通知書を受けたとき、又は自主的に巡視点検する基準となったときは、直ちに巡視に着手しなければならない。ただし、下水道浄化センター及び放流渠については、巡視業務対象外とする。

なお、巡視者の安全が確保できない場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(関係書類の提出義務)

第4条 乙は、甲が関係書類の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(甲の解除権等)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

一 その責めに帰すべき事由により履行期間内にこの業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

二 正当な理由なく、この業務に着手すべき期日を過ぎてもこの業務に着手しないとき。

三 この契約の重要な事項に違反したとき。

四 契約履行につき不正行為があったとき。

(検査等)

第6条 乙は、この業務が完了したときは、遅滞なく甲に完了報告書とともに関係書類を提出しなければならない。

2 甲は、乙から完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときは、速やかに業務価格の通知を乙にするものとする。

(業務委託料の支払い)

第7条 乙は、第6条の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

3 前項の支払いを遅延したときは、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この業務を行う上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。特に漏洩により甲の不利益となる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

(契約外の事項)

第9条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別紙 1

項目	道路	河川・海岸	砂防		下水道管路	
巡視を行う基準	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の 8:45～17:30 に震度 4 の地震が発生したとき 勤務時間外（平日の 17:30～8:45、及び行政機関の休日）に震度 4 の地震が発生したとき（※） 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 豪雨等により広域的に被害が発生したとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 雨量等による通行規制を解除しようとするとき アンダーパスが冠水するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想される時 「高潮に関する水防警報（出動）」が発令されたとき 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 津波の来襲があったとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 地震・豪雨等により多大な施設被害や土砂災害が発生していると甲が判断したとき 		<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の 8:45～17:30 に震度 4 の地震が発生したとき 勤務時間外（平日の 17:30～8:45、及び行政機関の休日）に震度 4 の地震が発生したとき（※） 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 豪雨等により広域的に被害が発生したとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 	
項目	道路	河川・海岸	砂防		下水道管路	
巡視業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 車中から路面を中心に目視することを基本とし、必要に応じて徒歩や無人航空機により状況を把握する 異常を認めたとき（アンダーパスの冠水深が規制基準を超えたときを含む）は速やかに報告し、指示により通行規制等必要な措置を講ずる 3 時間以内に業務を完了することを目途とする（被害が激甚な場合やアンダーパスが冠水するおそれがある又は冠水した場合はこの限りでない） 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視を行う基準の事象に関する危険がなくなると判断されるまで概ね 2 時間ごとに巡視・点検を行う（地震及び津波は 1 回程度） 巡視は、目視又は無人航空機により堤防、洪水流、河川海岸管理施設、高水敷、堤内地の浸水、水防作業、区域内工事の状況等を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害のおそれがないと判断された後に主に人命にかかわる施設や土砂災害発生箇所を巡視対象に定め、目視又は無人航空機により状況を把握する 巡視・点検の内危険が伴う行為は極力避けること 		<ul style="list-style-type: none"> 車中から路面状況を目視することを基本に、必要に応じて徒歩や無人航空機により状況を把握する。 異常を認めたときは速やかに報告する 3 時間以内に業務を完了することを目途とする（被害が激甚な場合はこの限りでない） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> （※） 甲から乙への指示がなくても、自主的に巡視点検を行う。（それ以外は、甲から乙への指示があった場合、巡視点検を行う。） 巡視を行う基準の震度は、受け持ち工区の市町村における震度を対象とする。 巡視を行う基準及び業務において、巡視者の安全が確保できない場合は、この限りでない 津波により浸水するおそれがある地域に巡視対象がある場合は津波注意報等が解除され安全が確保された後直ちに点検する。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わり、巡視が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは点検することができる。 					